

(別紙)

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p>1 文書回答を行う対象となる事前照会の範囲</p> <p>文書回答の趣旨を踏まえ、次の要件の<u>全て</u>を満たす事前照会に対して、事前照会者の求める見解への回答を文書により行うこととする。</p> <p>ただし、国税に関する法令に定める承認申請等に係るもの、譲渡所得等の課税の特例に係る事前協議、国等に対する寄附金の事前確認、独立企業間価格の算定方法等の確認、同業者団体等からの照会に対する文書回答など、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る事前照会であること</p> <p>(注) 「<u>将来行う予定の取引等</u>」に係る事前照会には、<u>照会の前提とする事実関係について選択肢があるものは含まれないことに留意する。</u></p> <p>(4)～(8) (省略)</p> <p>(9) 以上のほか、事前照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</p> <p>イ～リ (省略)</p> <p>又 <u>審査の途中において、照会の前提とする事実関係が合理的な理由なく変更されるもの</u></p>	<p>事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）</p> <p>1 文書回答を行う対象となる事前照会の範囲</p> <p>文書回答の趣旨を踏まえ、次の要件の<u>すべて</u>を満たす事前照会に対して、事前照会者の求める見解への回答を文書により行うこととする。</p> <p>ただし、国税に関する法令に定める承認申請等に係るもの、譲渡所得等の課税の特例に係る事前協議、国等に対する寄附金の事前確認、独立企業間価格の算定方法等の確認、同業者団体等からの照会に対する文書回答など、それぞれの趣旨・目的に基づいて別途事務運営指針等により手続が定められているものについては、当該事務運営指針等によることに留意する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) <u>仮定の事実関係や複数の選択肢がある事実関係に基づくものではなく、実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る事前照会であること</u></p> <p>(注) 「<u>複数の選択肢がある事実関係に基づくものではなく</u>」とは、<u>一つの照会文書において前提としている事実関係が複数ではなく一つであることをいう。</u></p> <p>(4)～(8) (省略)</p> <p>(9) 以上のほか、事前照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること</p> <p>イ～リ (省略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>ル</u> 上記イから<u>ヌ</u>までに掲げるもののほか、本手続による文書回答が適切でない認められるもの (例示) (省略)</p>	<p><u>ヌ</u> 上記イから<u>リ</u>までのほか、本手続による文書回答が適切でない認められるもの (例示) (省略)</p>
<p>3 事前照会時の対応及び提出書類等        国税に関する法令の適用等に関して、事前照会者から文書による回答を求める照会があった場合には、次のように対応する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 照会応答担当者は、照会内容が明らかに1に掲げる要件を満たしていないと判断される場合を除き、次のイからチまでの事項を記載した書面並びにリ及びヌの書類（「次のイからチまでの事項を記載した書面」については別紙1の様式参照。以下、照会事項に関する参考資料を含めて「照会文書」という。）を提出することにより本手続に基づく事前照会ができる旨及び審査の結果次第では、今後、文書回答を行わないこととなる可能性がある旨を、事前照会者に対して説明する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 照会事項に関する取引等関係者の名称（<u>全て</u>実名とする。）、取引等における権利・義務関係などの具体的な事実関係</p> <p>ハ～チ (省略)</p> <p>リ 事前照会に係る取引等に関する<u>全て</u>の契約書及び審査に必要と思われる資料等の写し等関係書類</p> <p>ヌ (省略)</p>	<p>3 事前照会時の対応及び提出書類等        国税に関する法令の適用等に関して、事前照会者から文書による回答を求める照会があった場合には、次のように対応する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 照会応答担当者は、照会内容が明らかに1に掲げる要件を満たしていないと判断される場合を除き、次のイからチまでの事項を記載した書面並びにリ及びヌの書類（「次のイからチまでの事項を記載した書面」については別紙1の様式参照。以下、照会事項に関する参考資料を含めて「照会文書」という。）を提出することにより本手続に基づく事前照会ができる旨及び審査の結果次第では、今後、文書回答を行わないこととなる可能性がある旨を、事前照会者に対して説明する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 照会事項に関する取引等関係者の名称（<u>すべて</u>実名とする。）、取引等における権利・義務関係などの具体的な事実関係</p> <p>ハ～チ (省略)</p> <p>リ 事前照会に係る取引等に関する<u>すべて</u>の契約書及び審査に必要と思われる資料等の写し等関係書類</p> <p>ヌ (省略)</p>
<p>7 関係部署への連絡等        (1) 局における回答内容の通知等        文書回答を行った局の審理課又は酒税課は、2(1)の署（税務署長）又は局（局調査管理課長等）に対して、回答内容等を通知するとともに、</p>	<p>7 関係部署への連絡等        (1) 局における回答内容の通知等        文書回答を行った局の審理課又は酒税課は、2(1)の署（税務署長）又は局（局調査管理課長等）に対して、回答内容等を通知するとともに、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>関係主務課等に対して回答文書の写しを回付するなどその処理結果を連絡する。また、<u>全て</u>の処理が終了した場合には、一切の関係書類を日付順又は項目別に編てつし、文書回答関係書類として保存する。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>関係主務課等に対して回答文書の写しを回付するなどその処理結果を連絡する。また、<u>すべての</u>処理が終了した場合には、一切の関係書類を日付順又は項目別に編てつし、文書回答関係書類として保存する。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>

改 正 後

別紙 1

取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会

		① 整理番号		
平成 年 月 日  税務署経由 国 税 局 審理課長 (審理官) 酒 税 課 長 殿 事 前 照 会 代 理 人	② 住所・所在地 (納税地)	〒		
	③ (フリガナ) 氏名・名称	( )	電話番号	
	④ 税代又は法人の代表者	住所・居所		
		(フリガナ) 役職・氏名	( )	電話番号
	⑤ 代理人	住所・居所		
(フリガナ) 氏名		( )	電話番号	
⑥ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「事前照会の趣旨」のとおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前照会に関して、添付した資料のほか、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、事前照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には事前照会者の責任において処理することに同意します。				
⑦ 事前照会の趣旨 (法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容)	別紙 1-1 のとおり			
⑧ 事前照会に係る取引等の事実関係 (取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)	別紙 1-2 のとおり			
⑨ ⑧ の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由	別紙 1-3 のとおり			
⑩ 取引等に係る国税の申告期限等	年 月 日			
⑪ 関係する法令条項等				
⑫ 添付書類	1 代理人による事前照会の場合は、その委任状 2 チェックシート (別紙 1-4) 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料 ( )			

(注意事項)

- 事前照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。
- 事前照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご注意ください。

改 正 前

別紙 1

取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会

		① 整理番号		
平成 年 月 日  税務署経由 国 税 局 審理課長 (審理官) 酒 税 課 長 殿 事 前 照 会 代 理 人	② 住所・所在地 (納税地)	〒		
	③ (フリガナ) 氏名・名称	( )	電話番号	
	④ 税代又は法人の代表者	住所・居所		
		(フリガナ) 氏名	( )	電話番号
	⑤ 代理人	住所・居所		
(フリガナ) 氏名		( )	電話番号	
⑥ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「事前照会の趣旨」のとおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前照会に関して、添付した資料のほか、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、事前照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には事前照会者の責任において処理することに同意します。				
⑦ 事前照会の趣旨 (法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容)	別紙 1-1 のとおり			
⑧ 事前照会に係る取引等の事実関係 (取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)	別紙 1-2 のとおり			
⑨ ⑧ の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由	別紙 1-3 のとおり			
⑩ 取引等に係る国税の申告期限等	年 月 日			
⑪ 関係する法令条項等				
⑫ 添付書類	1 代理人による事前照会の場合は、その委任状 2 チェックシート (別紙 1-4) 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料 ( )			

(注意事項)

- 事前照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。
- 事前照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご注意ください。

改 正 後	改 正 前
<p>別紙 1 - 1 様式～別紙 1 - 3 様式 (省略)</p> <p>「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の記載要領</p> <p>1・2 (省略)</p> <p>3 「③ 氏名・名称」及び「④ 総代又は法人の代表者等」</p> <p>事前照会者が個人である場合には、③欄に氏名を記載し、押印してください。なお、総代が互選されているときには、④欄に総代の住所又は居所及び氏名を記載し、押印してください。</p> <p>事前照会者が法人や団体である場合には、③欄に名称を、④欄に代表者等の住所又は居所並びに役職及び氏名を記載し、代表者等の印を押してください。<u>なお、代表者等は、担当役員でも差し支えありません。</u></p> <p>4～12 (省略)</p>	<p>別紙 1 - 1 様式～別紙 1 - 3 様式 (省略)</p> <p>「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の記載要領</p> <p>1・2 (省略)</p> <p>3 「③ 氏名・名称」及び「④ 総代又は法人の代表者」</p> <p>事前照会者が個人である場合には、③欄に氏名を記載し、押印してください。なお、総代が互選されているときには、④欄に総代の住所又は居所及び氏名を記載し、押印してください。</p> <p>事前照会者が法人や団体である場合には、③欄に名称を、④欄に代表者の住所又は居所及び氏名を記載し、代表者の印を押してください。</p> <p>4～12 (省略)</p>

改正後

別紙1-4

チェックシート  
(取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が завершиましたら、照会文書と併せて提出してください。

項	目	チェック欄
(1)	事前照会者が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(2)	国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
(3)	申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会である。	はい・いいえ
(4)	実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る照会である。	はい・いいえ
(5)	照会の前提とする事実関係について選択肢があるものではない。	はい・いいえ
(6)	事前照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
(7)	照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
(8)	照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
(9)	照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、及び仮に取引等の関係者間で紛争が起った場合には、事前照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
(10)	調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関係する照会ではない。	はい・いいえ
(11)	取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(12)	個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する照会ではない。	はい・いいえ
(13)	事前照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
(14)	事前照会に係る取引等について、関係者間等で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
(15)	事前照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ
(16)	一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートの全ての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答ができない場合もあります（詳細につきましては、税務署等の窓口でご相談ください。）。

事前照会者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	印

改正前

別紙1-4

チェックシート  
(取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会用)

このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が завершиましたら、照会文書と併せて提出してください。

項	目	チェック欄
(1)	事前照会者が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ
(2)	国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ
(3)	申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会である。	はい・いいえ
(4)	仮定の実事関係や複数の選択肢がある事実関係に基づく照会ではない。	はい・いいえ
(5)	実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る照会である。	はい・いいえ
(6)	事前照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ
(7)	照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ
(8)	照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ
(9)	照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、及び仮に取引等の関係者間で紛争が起った場合には、事前照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ
(10)	調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関係する照会ではない。	はい・いいえ
(11)	取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ
(12)	個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する照会ではない。	はい・いいえ
(13)	事前照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ
(14)	事前照会に係る取引等について、関係者間等で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ
(15)	事前照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ
(16)	一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ

(注) このチェックシートのすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答ができない場合もあります（詳細につきましては、税務署等の窓口でご相談ください。）。

事前照会者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	印

改正後	改正前
<p>別紙2</p> <p>別紙2様式 (省略)</p> <p>[形式審査表の記載要領]</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 「10」欄……事前照会者自身により実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る事前照会であること<u>(「将来行う予定の取引等」に係る事前照会にあつては、照会の前提とする事実関係について選択肢があるものではないこと。)</u></p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>(7) 「14」欄……次のような性質を有するものでないこと。 イ～チ (省略) リ <u>審査の途中において、照会の前提とする事実関係が合理的な理由なく変更されるもの</u> 又 上記のほか、本手続による回答が適切でないと認められるもの(例示) ①～③ (省略)</p> <p>5・6 (省略)</p>	<p>別紙2</p> <p>別紙2様式 (省略)</p> <p>[形式審査表の記載要領]</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 「10」欄……<u>仮定の実事関係や複数の選択肢がある事実関係に基づくものではなく、事前照会者自身により実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る事前照会であること。</u></p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>(7) 「14」欄……次のような性質を有するものでないこと。 イ～チ (省略) (新設) リ 上記のほか、本手続による回答が適切でないと認められるもの(例示) ①～③ (省略)</p> <p>5・6 (省略)</p>